

(表面)

様式第1号 (第4条関係)

周防大島町本人通知制度登録申請書

年 月 日

周防大島町長 様

申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	区分	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人

以下のとおり、周防大島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により、裏面の内容に同意のうえ、登録を申請します。

登 録 者			
番号	ふりがな 氏名	生年月日	住所 本籍
①		明・大・昭・平・令 年 月 日	周防大島町 筆頭者 ()
			周防大島町
②		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> ①と同じ 筆頭者 ()
			周防大島町
③		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> ①と同じ 筆頭者 ()
			周防大島町
④		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> ①と同じ 筆頭者 ()
			周防大島町

注1 太枠各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。

注2 申請者の区分に応じ、次の書類を提出し、又は提示してください。

- 申請者本人のときは、本人であることを証明する書類 (運転免許証、個人番号カード等)
- 法定代理人のときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)。ただし、本町が本籍地である場合など、本町に備え付けの公簿等により事実が確認できる場合は必要ありません。
- 任意代理人のときは、併せてその旨を証明する書類 (登録者の自署による委任状)

町記入欄

受付	登録	本人確認書類	
		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード、運転免許証、旅券
		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/> 任意代理人	()
年 月 日	年 月 日		

(裏面)

周防大島町本人通知制度について

- 1 この制度は、周防大島町において、登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（自己等^(注)の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

(注) 自己等

- ・ 住民票関係…自己又は自己と同一の世帯に属する者
- ・ 戸籍関係……自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に周防大島町本人通知制度交付通知書（以下「交付通知書」という。）を送付します。

交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 公布した住民票の写し等の種別及び通数又は件数
- (3) 交付請求者の種別

- 3 登録を希望する人（以下「登録希望者」という。）又は登録を受けている人（以下「登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。

- 4 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申請は、登録希望者又は登録者が、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由等により、直接窓口で申請ができない場合
- (2) 他の市区町村に居住し遠隔地等の理由により、直接窓口で申請できない場合

- 5 転出又は転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合、または登録を廃止しようとする場合は、周防大島町本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書の提出が必要です。なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。